

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1 件につき 1,000 円（消費税別）を受理手数料として求人者から申し受けます。（受付に関わる手数料は返金の対象にはなりません）

2 紹介手数料及び返金について

就職が決定した場合には、求人者から、次の 1 又は 2 のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合とし、3 箇月を超えない雇用については紹介手数料を申し受けません。（全額返金致します）

- 1 6 箇月を超える雇用が継続された時は支払われるべき 1 年間の賃金の 30%（消費税別）に相当する額を紹介手数料として全額を申し受けます。

但し、雇用契約の解除内容において当社の事前告知に依らず、当社が承諾した場合とする。

- 2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き 3 箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額を紹介手数料として申し受けます。

- ① 当該 3 箇月を超えて雇用し 6 箇月未満の雇用の場合は雇用契約に基づく全期間支払われた賃金額の 30%（消費税別）に相当する額を紹介手数料として申し受けます。

- ② 当該 6 箇月間未満の雇用にかかる賃金について支払われた全賃金額から臨時に支払われた賃金を差し引いた額の 30%（消費税別）に相当する額を紹介手数料として申し受けます。

※ 上記 6 箇月間とは、試用期間（賃金支給状態）を含む期間

許可番号 13-ユ-305872

所在地 東京都文京区本郷 3-22-5

住友不動産本郷ビル 12 階

事業所名 株式会社 JS システムズ



※1：求人受理時の事務費用

求人を受け付ける際に、事務費として一定額を収受する場合には、この欄にその金額を記入しておく必要があります。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※2：求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

求人者にサービスの提供を行った際の成功報酬として一定額を収受する場合には、この欄にその金額の限度額（割合【%】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

当該様式例では、雇用期間の定めのない労働契約と雇用期間の定めのある労働契約に分けて記載していますが、雇用期間の定めのない労働契約や1年間を超える有期労働契約を斡旋する場合などは、「内定書、労働条件通知書等に記載された年収額の〇〇%（または〇〇円）」と記載することもできます。このほか、1件あたりの定額手数料を記載する方法等ありますが、手数料に係る紛争防止の観点から、わかりやすい手数料表の表記を心がけてください。

また、時間外労働を含めた月々の実支払賃金を元に手数料を収受しようとする場合は、「職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の〇〇%（または〇〇円）」という記載で構いませんが、この場合は手数料の請求は賃金が確定してからとなりますので、ご注意ください。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※3：求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

通常の職業紹介サービスに加え、求人を容易に充足させるための専門的な相談や助言のサービスを求人者に行い職業紹介が成功した際に、付加サービス分の成功報酬として一定額（加算分）を収受する場合には、この欄にその加算分の金額の限度額（割合【%】または定額【円】）を記入しておく必要があります。

ホワイトカラーの紹介の場合などでは、上記※2と付帯して行われる場合が多いため、当該欄を必ずしも設ける必要はありません。

なお、当該欄の手数料負担者は、通常「求人者」となります。

※4：消費税率の改正を考慮し、外税表記をお勧めします。